

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、B社及びA社に継続して勤務していたが、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の加入記録、並びにA社に係る健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人は同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和48年10月1日にB社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の昭和48年10月の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、申立期間に係る適用事業所の記録が年金事務所に無いものの、同社が昭和48年10月1日にC健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」からは、当時、39人の被保険者がいたことを確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないこ

とを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から同年8月1日まで

私は、申立期間について、A社及びその関連会社に継続して在籍していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて、同僚の厚生年金保険の記録及び証言から判断すると、申立人は、A社の資格喪失日として記録されている昭和45年7月21日より前から、関連会社C社に勤務しており、45年8月1日に同社が厚生年金保険の適用事業所となると同時に同社で資格取得していることから、申立期間についてもA社において、引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと推認できるため、申立人の同社における資格喪失日を45年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者原票における昭和45年7月1日付けの随時改定による標準報酬月額の記載から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、A社における厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ日付けを記録したとは考え難いことから、事業主が昭和45年7月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

A社において昭和42年6月にB地からC地に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことが認められる上、同社は、申立期間については、同社の支店間の転勤に伴う事務処理の誤りがあった可能性があるとは回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年12月まで
昭和55年3月頃、未納分の国民年金保険料を遡って納付できることを知り、未納分約5年間の保険料である20万円前後を一括納付したが、年金事務所の記録は、申立期間の国民年金保険料が未納となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月頃、申立人の妻が、妻自身の国民年金の加入手続のためA町役場に出向いた時、同町職員から申立人の未納分の保険料について遡って納付できることを聞き、妻が未納分の保険料を同町役場で一括納付したと主張している。

しかしながら、申立人は一括納付した未納期間の保険料は、昭和50年7月から55年3月までの約5年間分の20万円前後であり、オンライン記録で納付済みとされている53年1月から54年5月までの期間の保険料について、55年3月より前に納付した記憶はないと供述しているが、前住地であるB村における申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載から、申立人は、当該期間の保険料をB村において既に納付していたことが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、申立人が一括納付したとする期間から、53年1月から54年5月までの期間を除いた期間を納付するために必要となる金額と申立人が主張する金額とは一致しない。

また、申立人の妻は、未納分の保険料に係る納付書をA町役場の町民課窓口で発行してもらい、収入役室で一括納付したと供述しているところ、国民年金の制度上、申立人の妻が供述する方法で納付できる期間は、昭和55年3月時点では54年6月から55年3月までの期間であり、申立期間に係る保険料は当該方法では納付することができない上、同町は、国民年金保険料の納

付は現年度分のみ収入役室で可能であり、過年度分及び過去の未納分を一括納付する特例納付に係る保険料の収納や保険料を預かることはせず、案内をするのみだったと回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）を所持しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。